

令和 8 年 度
特定最低賃金改正意向表明産業（業種）に係る
申出要件審査（適用使用者数及び労働者数）

新潟労働局 労働基準部 賃金室

区分 産業	適用使用者数(人)	除外労働者数(人)	(a) 基幹的労働者数(人)	(b) 申出者が代表する 基幹的労働者数	(b) ÷ (a)
	適用労働者数(人)		比率 (%)		(%)
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	478 (472)	3,712 (8,868)	20,758 (17,040)	6,684 (6,639)	32.2 (39.0)
	24,470 (25,908)		84.8 (65.8)		
自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業	1,330 (1,314)	727 (2,405)	8,895 (8,860)	2,458 (3,057)	27.6 (34.5)
	9,622 (11,265)		92.4 (78.7)		
各種商品小売業	33 (51)	787 (749)	4,826 (4,830)	3,067 (3,440)	63.6 (71.2)
	5,613 (5,579)		86.0 (86.6)		

（注）（１） 特定最低賃金の適用使用者数及び労働者数は、「令和３年センサス特別集計」を基礎に、毎年実施している「最低賃金基礎調査」の結果及び倒産情報等の資料により年別修正を加え、令和７年度の適用使用者数及び労働者数を算定したものである。

（２） （ ）内については、前年度（令和７年度）の特定最低賃金の適用使用者・労働者数である。